

Essential perspective on a juridical person.

法人の本質観

	法人実在説	法人擬制説
そもそも法人とは？	<p>法人は出資者たる株主とも業務執行者たる取締役とも別個・独立の存在であり、それ自体「法律上の人」としての権利能力を持つ。</p> <p>①経済活動の局面において(法律上の位置付けとして)自然人と同等の地位が与えられている。</p> <p>②信用能力の点において(複数の出資者からの合同の出資により)自然人をはるかに凌駕しているという経済上の利益が法人に与えられている。</p>	<p>法人は出資者たる株主の集合体である。そして、法人は業務執行者たる取締役の集合体である。</p> <p>法人とは、出資の器に過ぎず業務執行の器に過ぎない。</p>
委任者からの見方	<p>法人はそれ自体独立した「法律上の人」としての権利能力を持つのであるから、法人は出資者たる株主とは別個・独立の存在である。課税上も独立した租税主体を構成する。すなわち、法人は自然人と全く同様に独立した租税主体として取り扱われる。したがって、「二重課税」の問題は生じない。</p>	<p>法人に対する課税は、個人所得税を法人段階で便宜上課するものであるから、法人税は個人の所得に対する源泉課税的な意味を有する。すなわち、法人税は個人所得税の一種の前払いであると観念される。法人と出資者たる社員はそれぞれ異なる2つの租税主体ではないのだから、法人は独立した租税主体(納税義務者)を構成するものではない。したがって、法人の所得に対し法人税と所得税との「二重課税」は行うべきではない。</p>
受任者からの見方	<p>法人はそれ自体独立した「法律上の人」としての権利能力を持つのであるから、業務執行者たる取締役ともまた別個・独立した存在である。すなわち、法人が負う義務は業務執行者たる取締役が負う義務を一切構成しない。つまり、業務執行者たる取締役が負うべき義務と法人が負うべき義務は全く別である。したがって、法人の業務執行の局面において<u>取締役は法人の連帯債務者ではなく損害賠償責任も一切負わない。</u></p>	<p>法人は業務執行者たる取締役の集合体なのだから、法人が負う義務は業務執行者たる取締役が負う義務を構成する。つまり、業務執行者たる取締役が負うべき義務と法人が負うべき義務は同一である。したがって、法人の業務執行の局面において<u>取締役は法人の連帯債務者であり損害賠償責任を負う。</u></p>